

	都市計画区域内			都市計画 区域外	(参考) 公拡法の記載 (第4条第1項)
	市街化 区域内	市街化 調整区域	非線引き 区域		
① 都市計画施設の区域内の土地 ※土地区画整理事業を除く	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	第1号
② 都市計画区域内の土地で次に掲げるもの ・ 道路の区域内の土地 ・ 都市公園を設置すべき区域内の土地 ・ 河川予定地として指定された土地 等 ※土地区画整理事業を除く	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上		第2号
③ 土地区画整理促進区域内の 土地区画整理事業の施行区域内の土地	200㎡以上				第3号
④ 住宅街区整備事業の施行区域内の土地	200㎡以上		200㎡以上		第4号
⑤ 生産緑地地区の区域内の土地	200㎡以上				第5号
上記以外					
⑥-1 市街化区域内の土地	5000㎡以上				第6号
⑥-2 大都市地域における宅地開発及び鉄道 整備の一体的促進に関する特別措置 法に定める重点地域の区域内の土地	5000㎡ 以上		5000㎡ 以上		
⑥-3 上記以外の都市計画区域内の土地			10000㎡以上		